

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 3 号

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 3 1 年相模原市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章 指定通所支援の事業等(第 3 条―第 7 条)」を
「第 2 章 一時保護施設(第 2 条の 2) 」、
「第 3 章 指定通所支援の事業等(第 3 条―第 7 条)」に、「第 3 章」を「第 4 章」
に、「第 4 章」を「第 5 章」に、「第 5 章」を「第 6 章」に、
「第 6 章 児童福祉施設(第 2 1 条―第 2 4 条)」を
「第 7 章 乳児等通園支援事業(第 2 1 条・第 2 2 条)」に改める。
第 8 章 児童福祉施設(第 2 3 条―第 2 6 条) 」、
第 2 4 条を第 2 6 条とする。

第 2 3 条中「第 2 1 条」を「第 2 3 条」に改め、同条を第 2 5 条とし、第 2 2 条を第 2 4 条とする。

第 2 1 条中「第 2 4 条」を「第 2 6 条」に改め、同条を第 2 3 条とする。

第 6 章を第 8 章とし、同章の前に次の 1 章を加える。

第 7 章 乳児等通園支援事業
(設備及び運営)

第 2 1 条 次条に定めるもののほか、法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき条例で定める乳児等通園支援事業に係る基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 1 号)に定める基準の例による。

(準用)

第 22 条 第 5 条の規定は、乳児等通園支援事業について準用する。

第 13 条中「で定める」の次に「家庭的保育事業等に係る」を加える。

第 5 章を第 6 章とし、第 2 章から第 4 章までを 1 章ずつ繰り下げ、第 1 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章 一時保護施設

(設備及び運営)

第 2 条の 2 法第 12 条の 4 第 2 項の規定に基づき条例で定める基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和 6 年内閣府令第 27 号)に定める基準の例による。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。